



参考資料4

指定廃棄物の発生県内処理の方針について

平成30年 1月

環境省 環境再生・資源循環局

指定廃棄物の発生県内処理の方針について

■ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定）（抜粋）

3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

(3) 指定廃棄物の処理に関する事項

（前略）

指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う。また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。

<当該方針の考え方に関する国会答弁> 平成29年12月5日 衆議院環境委員会 中川環境大臣答弁（抜粋）

まず、指定廃棄物は、放射性物質に汚染されていなければ、原則として、それぞれの地域において処理されるはずだったものでございます。

そして、指定廃棄物であっても、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理体制等を活用しながら、特措法に規定する処理基準に従い、安全に処理することが可能であることから、自区域内での処理という本来の廃棄物処理の考え方に沿って方針が定められているものと認識しております。

指定廃棄物の発生県内処理の方針について

＜福島県とのやりとりの経緯＞

- 平成23年6月9日 放射性物質汚染廃棄物等について、福島県内での最終処分場建設を打診したが、福島県より拒否される。
- 平成25年6月17日 指定廃棄物処理促進市町村長会議における一部市町村長の意見を踏まえ、福島県の意向を改めて確認する。

＜「指定廃棄物の県内処理について」（平成25年6月17日、環境省）（抜粋）＞

福島県外の指定廃棄物を福島県に集約して処分すべきとの意見について、貴県の見解を改めて確認させていただきます。

- 平成25年6月19日 指定廃棄物を県外から持ち込むことについて、福島県より改めて拒否される。

＜「指定廃棄物の県内処理について」（平成25年6月19日、福島県）（抜粋）＞

福島県においては、県内で発生する指定廃棄物のみならず、放射性物質に汚染された廃棄物の処理についても見通しが立たない極めて厳しい状況にある。

国においては、各県で排出された指定廃棄物について、特措法及び基本方針に基づき、その責任において確実に処理すべきである。

＜福島県に集約すべきとの意見に関する国会答弁＞ 平成28年10月18日 衆議院環境委員会 山本環境大臣答弁（抜粋）

福島県は、原発事故により最も大きな被害を受け、復興、帰還に向けた懸命な努力を行っているところであり、他県の指定廃棄物を持ち込むことでさらなる負担を強いることは、到底理解を得られないと考えております。

（中略）

福島県のお地元には、苦渋の決断として、福島県において生じた除去土壌等や特定廃棄物に限って受け入れていただいたといういきさつがございます。

また、福島県の意向は、平成二十五年六月に確認した際にも、閣議決定された基本方針に基づき、各県内において国の責任で確実に処理すべきとの回答をいただいております。

福島県外の指定廃棄物は、福島県内の除去土壌等と比較して少量であることは事実でございますが、それでも、福島県の方々にとって県外のものを受け入れる心理的負担ははかり知れないものがあると考えております。